

○宇土マリーナ物産館の設置及び管理に関する条例

平成17年3月22日

条例第7号

(設置)

第1条 本市の観光、物産等の振興及び地域経済の活性化を図るため宇土マリーナ物産館(以下「物産館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 物産館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 宇土マリーナ物産館
- (2) 位置 宇土市下網田町3084番地1

(指定管理者による管理)

第3条 物産館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 農林水産物及び特産物の展示及び販売に関すること。
- (2) 観光情報の収集及び発信に関すること。
- (3) 物産館の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な業務

(休館日)

第5条 物産館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の日であつて当該休日に最も近い休日でない日)
- (2) 12月29日から1月3日まで
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得て同号に規定する休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第6条 物産館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得て同項に規定する開館時間を変更することができる。

(使用の許可)

第7条 物産館を使用し、展示又は販売をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 物産館の管理運営上、支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けて物産館を使用する者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 前条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金)

第10条 使用者は、指定管理者に使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、別表に掲げるもの以外に利用料金を定める必要があるときは、別表に定める額に準じ、あらかじめ市長の承認を得てその額を定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 本市が主催する行事等において使用するとき。

(2) 本市が後援する行事等において使用するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めたとき。

(利用料金の還付)

第12条 既納の利用料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者側の責めに帰することができない事由により使用できなくなったとき。

(2) 指定管理者の都合により使用許可を取り消したとき。

(原状回復義務)

第13条 物産館の利用者は、物産館の使用を終了したときは、直ちにその使用に係る施設を原状に復して返還しなければならない。第8条の規定により、使用の許可を取り消されたときも同様とする。

(損害の賠償)

第14条 故意又は過失により物産館の施設等を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(市による管理)

第15条 第3条の規定による指定管理者の指定を行わないときは、市が物産館の管理を行

うものとする。

- 2 第5条から第8条まで、第10条（第4項を除く。）から第12条まで及び別表（備考を含む。）の規定は、前項の規定による物産館の管理について準用する。この場合において、第5条第3号及び第6条第2項中「指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が認めるときは」と、第7条及び第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「指定管理者に使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければ」とあるのは「使用に係る料金（以下「使用料」という。）を納付しなければ」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるもの」とあるのは「別表に掲げる額」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「あらかじめ市長の承認を得てその額」とあるのは「その額」と、第11条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2号中「指定管理者」とあるのは「市」と、別表（備考を含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、物産館の供用開始の日から施行する。
- 2 この条例の規定により指定管理者が行う使用の許可その他の行為は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和2年条例第40号）抄

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

	区分	利用料金
宇土マリーナ物産館 出荷協議会に加入し ている使用者	イベントブース（屋内）	売上額に100分の40を乗じて得た額
	イベントブース（屋外）	
上記以外の使用者	イベントブース（屋内）	1日につき5,000円
	イベントブース（屋外）	

備考

- 1 売上額には消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。
- 2 利用料金に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。